

質問第三九号

困難を抱える女性に対する支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年十一月十八日

塩 村 あやか

参議院議長 尾辻秀久 殿



## 困難を抱える女性に対する支援に関する質問主意書

三年近くに及ぶコロナ禍により、経済的に困窮する女性たちが深刻な危機に陥っている。特に心配されるのが、男性と一緒に食事等をすることで金銭的支援をしてもらうをやむ「パパ活」をせざるを得ない女性である。第二百八回国会（常会）では「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和四年法律第五十二号）が成立した。困難を抱える女性への支援は喫緊の課題であるという観点の下、以下質問する。

一 コロナ禍により、さまざまな困難を抱えた女性がパパ活をせざるを得ない状況に追い込まれているのではないか。パパ活は個人売春等の犯罪につながる場合も多く大変危険であり、一刻も早い対応が必要である。現在パパ活をしている女性に対し、政府はどのような支援を実施しているのか。また、こうした状況に女性を追い込まないため、政府が実施している具体的な施策及び今後実施予定の施策は何か。

二 令和四年六月三日に公表された女性活躍・男女共同参画の重点方針二〇二二（女性版骨太の方針二〇二二）には、性犯罪に対処するための刑事法の改正の検討に関する項がある。本項は法務省及び関係府省が担当となっているが、性交同意年齢に関する記述等、こどもに関する事項も多い。令和五年四月に発足するこども家庭庁にも担当させることを検討すべきではないか。

右質問する。